

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年7月1日
担 当 課	子ども未来応援課

契約業者名・住所	非公表
工事等の名称	松戸市子どもの学習支援事業実施施設賃貸借契約（六実地区）
工事等の場所	非公表
種 別	建物賃貸借
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	月額 80,000 円（消費税込）
工事等の概要	建物を松戸市子どもの学習支援事業（六実地区）を遂行する施設として賃借する
随意契約の理由	六実地区における子どもの学習支援事業の実施に係る会場の選定にあたっては、次の条件を充たしていることが必要である。 ①子どもの学習場所として30人以上を収容できるだけの十分な広さがあること。 ②事業全体の会場数、設置地区を考慮し、六実駅から徒歩10分程度の圏内であること。 ③子どもの安全に配慮し、人通りの少ない道路に面した建物はできるだけ避けること。 ④机や椅子などの事業に必要な備品を常時配置しておけるよう、年間を通して確保できる会場であること。 会場の選定にあたっては、上記及び費用面等から総合的な判断をする必要がある。 本物件は現時点で上記の条件を満たす唯一の物件であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とし、松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により、下記事業者を選定することが妥当かつ適法であると思料する。